



地域に貢献する商工会 安芸太田町商工会

2020 夏号

令和2年7月発行

- ◆本 所 (安芸太田町役場庁舎裏)
〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内670-6
TEL 0826-28-2504 FAX 0826-28-2070
- ◆加計支所 (太田川交流館かけはし内)
〒731-3501 広島県山県郡安芸太田町大字加計3494-2
TEL 0826-22-1221 FAX 0826-22-1807



安芸太田町プレミアム付商品券
『とくわり商品券』
販売方法について (お知らせ)

購入引換はがき分
7月14日
販売開始!!

購入冊数の決定

- 申込者多数のため、抽選となりました。

購入決定通知

- 当選者の方に購入引換はがきを発送いたしました。(右記参照)
- 家族で申込の場合は代表者の方へまとめて発送いたしました。

購入場所及び購入期間

- 【常設】安芸太田町商工会本所・加計支所
道の駅来夢とごうち
令和2年7月14日(火)～7月21日(火) 9:00～17:00
- 【特別】安芸太田町役場筒賀支所・安野出張所
殿賀ふれあいプラザ
令和2年7月14日(火)のみ 9:00～13:00

購入方法

- はがきへ記載の場所及び日時に来場いただき、はがきと引換に販売いたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は、はがきを持参いただければ、代理の方でも受付いたします。
- 指定の期間を過ぎても購入されない場合は、権利放棄とみなします。やむを得ない場合は事前にご連絡ください。
- お問い合わせ先／安芸太田町ハートフル協同組合

安芸太田町商工会本所(組合本部)／安芸太田町大字戸河内670-6 ☎28-2504
安芸太田町商工会加計支所／安芸太田町大字加計3494-2 ☎22-1221

令和2年度とくわり商品券購入引換はがき	
No.	1
氏 名	安芸太田太郎
決定冊数	10 冊
購入金額	100,000 円
購入場所	安芸太田町商工会本所
購入日時	令和2年7月14日(火) 午前9時～午後5時 上記日程が都合の悪い方はご連絡ください。

【重要】注意事項

このハガキが商品券を購入する際の引換証となります。絶対に紛失しないようご注意ください。指定の場所でこのハガキと引き換えに購入して下さい。この引換ハガキを持参されない場合には購入できません。また、引換え期間(7/14～7/21)を過ぎても購入されない場合は権利放棄とみなします。(やむを得ない場合は事前にご連絡ください) 来館の際は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、マスクの着用等ご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

安芸太田町ハートフル協同組合(0826)28-2504

No.	～	No.
-----	---	-----

※はがきの再発行は行いませんので、紛失等にはお気を付けください。



安芸太田町内のこのステッカーが掲示してあるお店でご利用できます。

目次

- 安芸太田町プレミアム付商品券「とくわり商品券」販売方法…………… 1
- 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内…………… 2
- 中小企業向け資金繰り支援内容一覧表…………… 3
- 新型コロナウイルスに関する専門家相談窓口…………… 4
- 令和2年度安芸太田町商工会総代会・総会開催…………… 5
- 新規加入会員のご紹介、安芸太田町商工会職員紹介…………… 6



あなたに、とことん。

元氣な経営、笑顔のまちへ、
商工会は全力で進みます。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

世帯や個人の皆様

給付	全国全ての人々に	特別定額給付金	一律1人当たり 10万円	コールセンター0120-260-020 (毎日9:00~20:00)
	子育て世帯の方々に	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当受給世帯に対して子ども1人当たり 1万円 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで コールセンター0120-271-381 (9:00~18:30 土・日・祝日を除く)
	生活が苦しいひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯等に対して 5万円 (第2子以降は+ 3万円) さらに、収入減の場合+ 5万円	各市区町村の窓口まで コールセンター0120-400-903 (9:00~18:00 土・日・祝日を除く)
	休業期間中賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	中小企業で働く従業員に対して月額最大 33万円 を支給	準備中
	休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金	原則 3か月 、最長 9か月 家賃相当額を支援	自立相談支援機関まで コールセンター0120-23-5572 (毎日9:00~21:00)
	アルバイト収入減で学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	大学・短大・高専・専門学校生等1人当たり 20万円 (住民税非課税世帯) 10万円 (上記以外)	各大学等の学生課等の窓口まで
貸付	収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金	最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯)	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター0120-46-1999 (毎日9:00~21:00) 労働金庫や指定された郵便局でも申請受付
	収入減で保険料が払えない	国民健康保険税等の減免	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免	各市区町村の窓口まで
猶予・減免	生活が苦しくて税、公共料金が払えない	納税猶予、公共料金の支払猶予	国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払を猶予	国税/国税局猶予相談センターまで 地方税/各地方団体の窓口まで 各種公共料金/各事業者まで

中小・小規模事業者等の皆様

給付	売上が半分以下で事業の継続が苦しい ※1~12月のどの月でも	持続化給付金	中小法人等 最大 200万円 フリーランス含む個人事業者 最大 100万円	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570(毎日8:30~19:00) 商工会で申請サポート実施
	家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	一定の売上減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大 600万円 個人事業者等 最大 300万円	準備中
助成	雇用を維持できない	雇用調整助成金	雇用維持する中小企業は 一律 10割 助成 日額上限8,330円→ 15,000円 に引上げ	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで コールセンター0120-60-3999 (毎日9:00~21:00)
	事業再開に向けた投資をしたい	持続化補助金	小規模事業者に最大 150万円 を補助 最大100万円までを最大3/4補助 最大50万円を定額補助	商工会まで
貸付	売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資	3年間無利子最長5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、5月より地銀、信金、信組等でも利用可に	日本公庫/0120-154-505(平日) 商工中金/0120-542-711(平・相) 民間金融/0570-783-183(平・相)
猶予・減免	売上減で税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、社会保険料の納付猶予	売上が一定程度減少の場合、1年間、 無担保かつ延滞税なし で猶予	国税/国税局猶予相談センターまで 地方税/各地方団体の窓口まで 社会保険料/年金事務所・労働局
	売上減で固定資産税が払えない	固定資産税・都市計画税の減免	売上が一定程度減少の場合 来年度は 2分の1又はゼロ に減免	相談ダイヤル0570-077-322 (平日9:30~17:00)

中小企業向け資金繰り支援内容一覧表

6月15日時点

①個人事業主向け（小規模に限る）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高5%以上減少なら	実質無利子	お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証5号)	<ul style="list-style-type: none"> 最大4000万円、当初3年間利子補給 融資期間10年、うち据置5年以内 信用保証協会利用にかかる保証料ゼロ
		日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間利子補給
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	<ul style="list-style-type: none"> 最大2億円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間利子補給
売上の減少幅に関係なく	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	<ul style="list-style-type: none"> 国民事業最大4800万円 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等
スタートアップ・再生支援等	資本金劣後ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本金劣後ローン)	<ul style="list-style-type: none"> 国民事業最大7200万円 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)

②小・中規模企業向け（①以外）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高20%以上減少なら	実質無利子	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間利子補給
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	<ul style="list-style-type: none"> 最大2億円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間利子補給
		お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証4号、危機関連保証)	<ul style="list-style-type: none"> 最大4000万円、当初3年間利子補給 融資期間10年、うち据置5年以内 信用保証協会利用にかかる保証料ゼロ
売上高15%以上減少なら	低利融資	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間基準金利▲0.9%
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	<ul style="list-style-type: none"> 最大2億円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 当初3年間基準金利▲0.9%
売上高5%以上減少なら	保証料補助	お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証5号)	<ul style="list-style-type: none"> 最大4000万円 融資期間10年、うち据置5年以内 信用保証協会利用にかかる保証料を1/2補助
売上の減少幅に関係なく	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大7.2億円、国民事業最大4800万円 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等
スタートアップ・再生支援等	資本金劣後ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本金劣後ローン)	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業最大7.2億円(別枠) 国民事業最大7200万円(別枠) 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	<ul style="list-style-type: none"> 最大7.2億円(別枠) 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)

企業の分類の考え方

	小規模 (※)	中規模
個人事業主	①	②
法人	②	

(※小規模の要件)
 製造業、建設業、運輸業
 その他業種
 →従業員20名以下
 卸売業、小売業、サービス業
 →従業員5名以下

売上高要件の考え方(注)

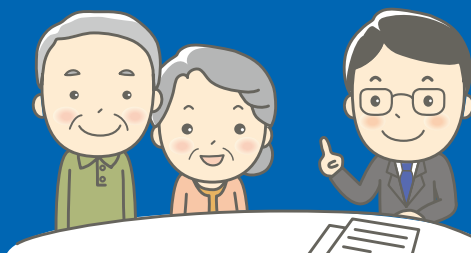
〈創業1年1か月以上〉
 最近1か月※の売上高と、前年または前々年の同期と比較
 〈創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているスタートアップなど〉
 以下のいずれかで比較 ※業歴3か月以上に限る
 ●最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較
 ●最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較
 ●最近1か月の売上高と令和元年10月～12月の平均売上高を比較

安芸太田町内
中小企業・小規模事業者向け

新型コロナウイルスに関する専門家相談窓口

(資金繰り・雇用の維持・活用できる施策等)

安芸太田町商工会では、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象に緊急対応として「専門家による新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置します。



相談窓口開設日 ※各日程ともに**13:30~16:30**

相談無料

中小企業診断士 秋井 正宏氏
「経営改善・資金繰り・助成金申請相談など」

社会保険労務士 上田 雅明氏
「従業員の雇用調整助計画など労務相談など」

戸河内本所	加計支所
7月9日(木)	8月6日(木)
9月10日(木)	10月8日(木)
11月12日(木)	12月10日(木)
1月14日(木)	2月18日(木)
3月11日(木)	

戸河内本所	加計支所
7月17日(金)	8月14日(金)
9月18日(金)	10月16日(金)
11月20日(金)	12月18日(金)
1月22日(金)	2月19日(金)
3月19日(金)	

●相談会場／**安芸太田町商工会 本所・支所**

●相談時間／1社…1時間程度。1回につき3社までとなりますので、お早めにご予約ください。

新型コロナウイルスの影響に伴い、売上の減少による資金繰りの悪化など今後の経営に不安を抱いている事業者様に対し、専門家による 無料 個別相談会を実施いたします。

融資、補助金などの各種支援制度が拡充されるなか、皆様の経営状況に応じたアドバイスを行います。また、経営指導員による相談も随時受け付けていますので、商工会までお気軽にご相談ください。

●お問い合わせ・申込先／安芸太田町商工会

戸河内本所…☎28-2504・FAX28-2070 加計支所…☎22-1221・FAX22-1807

マル経

融資制度

商工会の経営指導を受けている事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

融資限度額	借入期間	利率
2,000万円	運転資金は7年以内 設備資金は10年以内	1.21% (令和2年6月1日現在)



- ◆お申込みには、一定の要件があります。
- ◆お申込みいただいても推薦及び融資の可否については、ご希望に添えないこともあります。
- ◆お申込みをご希望の際には、まずは商工会までご相談ください。

令和2年度 安芸太田町商工会総代会・総会開催

本年度の各総会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の総会を除き書面議決にて行われました。各総会上程議案は原案通り承認されました。総代会・総会の提出議案は次の通りです。

戸河内地区第11回通常総会

- 開催日／令和2年5月14日(木)
- 会員数／126名
- 出席者数／83名

提出議案は以下の通り。

〈議案〉

- 第1号議案 令和元年度事業報告書、収支決算書及び貸借対照表承認の件（監査報告）
- 第2号議案 令和2年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)承認の件
- 第3号議案 戸河内地区総代の欠員に伴う補充の件

筒賀地区第11回通常総会

- 開催日／令和2年5月14日(木)
- 会員数／19名
- 出席者数／13名

提出議案は以下の通り。

〈議案〉

- 第1号議案 令和元年度事業報告書、収支決算書及び貸借対照表承認の件（監査報告）
- 第2号議案 令和2年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)承認の件

加計地区第11回通常総会

- 開催日／令和2年5月15日(金)
- 会員数／135名
- 出席者数／77名

提出議案は以下の通り。

〈議案〉

- 第1号議案 令和元年度事業報告書、収支決算書及び貸借対照表承認の件（監査報告）
- 第2号議案 令和2年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)承認の件
- 第3号議案 欠員に伴う加計地区総代選出の件

第11回通常総代会

- 開催日／令和2年5月28日(木) 18:30～
- 場所／安芸太田町商工会本所2階会議室
- 総代総数／90名
- 出席者数／77名（内書面議決書による出席者69名）

提出議案は以下の通り。

〈議案〉

- 第1号議案 令和元年度事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録並びに特別会計収支決算書承認の件（監査報告）
- 第2号議案 令和2年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)承認の件
- 第3号議案 令和2年度借入金最高限度額(案)及び借入先銀行(案)承認の件
- 第4号議案 安芸太田町商工会定款の一部改正(案)承認の件

女性部第11回通常総会

- 開催日／令和2年4月22日(水) 18:30～
- 場所／安芸太田町商工会加計支所
- 部員数／57名
- 出席者数／37名（内委任状による出席者20名）

提出議案は以下の通り。

〈議案〉

- 第1号議案 令和元年度事業報告書及び同収支決算書、貸借対照表承認の件（監査報告）
- 第2号議案 令和2年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)承認の件

青年部第11回通常総会

- 開催日／令和2年5月11日(月)
- 部員数／23名
- 出席者数／15名

提出議案は以下の通り。

〈議案〉

- 第1号議案 令和元年度事業報告書、収支決算書承認の件（監査報告）
- 第2号議案 令和2年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)承認の件

新規加入会員 のご紹介

(令和元年12月～令和2年6月加入)

新たに安芸太田町商工会に入会された会員をご紹介します。

新規

- 佐々木友二郎 様 (大工工事業)
- 中国鍼灸なごみ 蒲 頌 様 (鍼灸院)
- きっちゃんたまたがわ加計店 玉川優太 様 (飲食業)

事業承継

- 庄野理容院 庄野 守 様 (理容業)
- さくらや化粧品店 川本哲子 様 (化粧品小売業)
- 第一印刷所 菅水彰則 様 (印刷業)

安芸太田町商工会職員紹介

- 事務局長：佐々木 知 昭 本 所
- 課長補佐：日 野 和 明 (経営指導員) 本 所
〈令和2年4月1日 祇園町商工会より転入〉
- 主 任：寺 井 朋 也 (経営指導員) 加計支所
- 主 事：沖 田 佑 介 (経営指導員) 本 所
- 主 事：中 野 鐘 子 (補 助 員) 本 所
- 主 事：松 下 淳 一 (補 助 員) 加計支所
〈令和2年4月1日 新規採用〉
- 主任主事：佐々木 志津子 (記帳専任職員) 本 所
- 臨時職員：富 樫 英 里 (記帳指導職員) 加計支所
- 臨時職員：栗 栖 直 美 (労働保険事務) 加計支所



上段…左から沖田主事・寺井主任・日野課長補佐・松下主事
下段…左から富樫・栗栖・佐々木事務局長・佐々木主任主事・中野主事

職員一同、会員皆様に寄り添いお力になれるよう頑張ります。よろしくお願致します。

安心 安全 国がつくった 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

安芸太田町商工会 会員募集中!

新規事業をお考えの方
経営でお悩みの方

商工会の会員に なりませんか?

私たちが
皆様をサポート!
応援します!

詳しくは、安芸太田町
商工会までお問い合わせ
ください。

